

青森県喀痰吸引等業務の登録申請等に関する要綱（事業者関係）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）に定めるもののほか、喀痰吸引等業務事業者の登録申請等に関し必要な事項を定める。

（登録の申請及び登録）

第2条 喀痰吸引等業務の登録を受けようとする者は、法第48条の3第2項（法附則第27条第2項において準用する場合を含む。）及び省令第26条の2第1項（省令附則第16条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書」（第6-1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の登録の申請をした者が法第48条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し、法第48条の4各号のいずれにも該当しないときは、法第48条の5の規定に基づき、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録簿」に登録し、登録した旨を申請者に通知する。

（登録の更新）

第3条 登録を受けた事業者は、実施する喀痰吸引等の行為を追加する場合は、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書」（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（登録の変更等）

第4条 登録を受けた事業者は、法第48条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第4号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書」（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 登録を受けた事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、遅滞なく「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書」（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（実地研修の実施等）

第5条 法第48条の3の規定により登録を受けようとする者は、指導看護師等名簿（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

2 登録喀痰吸引等事業者が省令第26条の3第2項第2号の規定による実地研修を行った場合は、省令第26条の3第2項第2号イの審査により実地研修において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる介護福祉士に実地研修修了証（第11号様式）を交付しなければならない。

- 3 前項の規定による実地研修を行った事業者は、毎年6月末及び12月末までの間の実地研修修了証の交付の状況について、当該月の翌月10日までに実地研修修了者管理簿（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

（公示）

第6条 知事は、次に掲げる場合には、法第48条の8の規定に基づき、その旨を公示する。

一 登録をしたとき。

二 法第48条の6第1項の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があったとき。

三 法第48条の6第2項の規定による届出があったとき。

四 法第48条の7の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務の停止を命じたとき。

- 2 前項の公示は、青森県報に掲示して行う。

附 則

この要綱は、平成24年2月22日から施行する。

この要綱は、平成29年7月31日から施行する。

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(参考) 様式一覧

喀痰吸引等業務事業者の登録申請等に係る様式一覧

第2条関係 登録申請関係様式	
6-1	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書
6-2	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿
6-3	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書
6-4	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類
第3条関係 登録の更新様式	
7	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録更新申請書
第4条関係 登録変更等様式	
8	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書
9	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録辞退届出書
第5条関係 実地研修等様式	
10	指導看護師等名簿
11	実地研修修了証
12	実地研修修了者管理簿
登録簿	
	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録簿